

第Ⅳ章 分野別計画編

3 教育・子育て

基本施策 11 学校教育

◆現況と課題

- 令和2(2020)年度から小学校で、また、令和3(2021)年度から中学校で全面実施された新しい学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力として「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育む教育が求められています。
- 本市では児童生徒同士、児童生徒と教員の関わりを重視した「学び合う学び」を更に推進します。
- 児童生徒の部活動環境の充実の観点から、学校部活動の地域連携・地域移行を進める必要があります。
- 児童生徒の健やかな成長を支援する上で、不登校、いじめ、非行等に対する取組の充実や日本語指導が必要な児童生徒に対する体制の強化が必要です。
- 学校給食では、アレルギー対応の確実な実施や基本的な衛生管理を徹底するとともに、食育によりこどもの頃から望ましい食生活を確立する必要があります。
- 学校教育ではICTを最大限活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが求められており、操作性に優れた端末や高速通信ネットワークなど、ICT教育環境を充実する必要があります。また、こどもたちが主体的・自律的にICTを活用して、学びを充実できるように、教員のICT活用指導力の向上を図る必要があります。
- 老朽化が進む学校施設は、規模が大きく、更新や維持管理に多額の費用を要することから、施設の適正な維持管理を行うとともに、計画的に大規模改修や改築などを進める必要があります。
- 本市におけるこどもの数が減少傾向である中、学校の適正規模・適正配置や、こどもたちにとってより望ましい教育環境の基本的な考え方を整理した上で、計画的に教育環境の整備を進める必要があります。
- 米野小学校は、施設の老朽化と児童数の増加による教室数の不足に対応するため、改築を進めています。
- 体育館の空調機の設置については、学校活動におけるこどもたちの熱中症予防や、災害時の避難所活用の観点からも、整備手法を検討する必要があります。
- 本市は自動車の交通量が多く、より一層の安全対策が必要なことから、関係機関との連携を密にとりながら、通学路の危険箇所の把握と安全対策を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市教育振興基本計画(平成29(2017)年度～令和8(2026)年度)
- ・小牧市教育大綱(平成29(2017)年度～令和8(2026)年度)
- ・小牧市学校施設長寿命化計画(令和2(2020)年度～令和28(2046)年度)
- ・第2次小牧市学校教育ICT推進計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)



◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

小牧市の未来を担うこどもたちが、夢を育み、安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境を整えるとともに、こどもたちの温かな心の源となる「愛」と、自らを高める意志の源となる「夢」、社会をたくましく生き抜くことができる「生きる力」を育てるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
学校が楽しいと思うこどもの割合	91.0%	↗
不登校児童生徒数	631人	↘
児童生徒の登下校中の交通事故件数	6件	↘

◆基本施策の体系

基本施策	学校教育	
		展開方向 1 児童生徒の学びや学校生活を充実します
		展開方向 2 児童生徒や家庭への支援体制を強化します
		展開方向 3 安全・安心な学校給食を提供します
		展開方向 4 ICT教育環境を整備し、ICTを活用した学びを充実します
		展開方向 5 安全で充実した教育環境を整備します



第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向1：児童生徒の学びや学校生活を充実します

【目標】

○自他を愛する心を大切にできる人、“知・徳・体”をバランスよく育て、自ら成長と発達を続けることで、変化の激しい社会をたくましく生きることのできる人を育成します。

【手段】

- すべての子どもたちに、次代に必要な「知識・技能・思考力・判断力・表現力・学びに向かう力等」の資質・能力を育む教育を進めるため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の充実に取り組みます。
- 新たな時代に対応できるよう、教職員の研修を幅広く行います。
- 新たな時代の対応をスムーズに取り入れられるよう、ゲストティーチャー*の活動を検討します。
- 教職員が心身ともに健康な状態で、誇りや情熱を失うことなく、児童生徒と向き合えるよう、働き方改革を推進し多忙化を解消します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
自分の考えを伝えようとしている児童生徒の割合	—	↗
授業において友達の考えを聴こうとしている児童生徒の割合	—	↗
夏季教職員研修で「大変ためになった」と答えた教職員の割合	66.8%	↗
ゲストティーチャーによる活動回数	183回	↗
勤務時間外の在校時間が月80時間を超過している教職員の割合	10.2%	↘



◆展開方向2：児童生徒や家庭への支援体制を強化します

【目標】

○児童生徒一人ひとりに寄り添い、様々な困難を抱える児童生徒やその保護者への支援体制を強化します。

【手段】

- 不登校や特別な支援が必要な児童生徒に対して、学校カウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*、学校生活サポーター*などによる支援を強化します。
- 各校での各支援員に対する理解度を深め、連携して早期にケースに対応できるよう、学校と関係機関(警察・児童相談所*・福祉事務所*・市役所関係部署など)の連携を密にします。
- 日本語指導が必要な児童生徒を支援するため、語学相談員などによる支援を強化するとともに、市民活動団体との協働に取り組みます。
- 新たな日本語初期教室*の整備検討を行います。
- 経済的理由で就学・進学が困難な児童生徒やその保護者に対する支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
スクールソーシャルワーカーの支援により、状況が改善した件数	170件	↗
いじめの解消率(小学校)	67.8%	↗
いじめの解消率(中学校)	52.5%	↗
不登校児童生徒のうち、登校できるようになった者及び良い変化があった者の割合	25.5%	↗
語学相談員1人当たりの児童生徒数	46.9人	↘

◆展開方向3：安全・安心な学校給食を提供します

【目標】

○すべての児童生徒に安全な学校給食を提供するとともに、学校給食を通じた食育を推進します。

【手段】

- 衛生管理を徹底し、安全でおいしい学校給食を提供します。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に取り組みます。
- 地産地消の品目や回数の増加に取り組みます。
- 食物アレルギーに対し、適切に対応します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
残食率	9.3%	↘
食育の一環として学校給食に地元食材を使用した回数	221回	↗
学校で行った食育の回数	94回	↗
食物アレルギーによる事故件数	2件	↘

第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向4：ICT教育環境を整備し、ICTを活用した学びを充実します

【目標】

- 安全で快適なICT教育環境を整備し、学校と保護者の共通理解のもと、ICTを活用することで子どもたちの学ぶ力を育てます。

【手段】

- モバイル性に優れ、使い勝手の良い児童生徒用端末を整備するとともに、学習者用デジタル教科書及びAI型ドリル教材など、教育効果が高い教育ソフトウェア・デジタル教材を導入します。
- ICT活用に関する教育活動や情報が自身や他人に与える影響等を学ぶ情報モラル教育の推進について、保護者連絡アプリなどを通じて啓発します。
- デジタル社会において、インターネットやSNS等のメリット、デメリットを理解し、様々なリスクに対応する力を身につけるために、子どもたちの発達段階に応じて、体系的にデジタル・シティズンシップ教育*を充実します。
- ICT支援員を配置し、ICT活用の各種支援や授業実践事例等の蓄積・情報共有を行います。
- ICT活用に関する教員研修を計画的・定期的に実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ICTを効果的に活用して授業をしている教員の割合	80.0%	↗
1日1回以上タブレットを活用しているクラスの割合	60.4%	↗
学習者用デジタル教科書を活用している児童生徒の割合	—	↗

◆展開方向5：安全で充実した教育環境を整備します

【目標】

- 子どもたちがのびのびと成長していく学校生活を送れるよう、安全で充実した教育環境を整備します。

【手段】

- 老朽化した学校施設の整備を計画的に実施します。
- 全小中学校のトイレの洋式化の早期完了を目指し、国庫補助金などの財源を確保しながら、小中学校のトイレ改修工事を計画的に行います。
- 安全な通学路を通行できるよう、「小牧市通学路交通安全プログラム」に基づく関係機関と連携した通学路の合同点検による危険箇所の把握と安全対策を毎年度実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
施設維持管理上の不備による児童生徒の事故件数	0件	→
トイレの洋式化率	76.8%	↗
通学路の安全対策実施件数	10件	↗



◆現況と課題

- 令和5(2023)年4月1日施行の「こども基本法」において、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」など、こども施策の6つの基本理念が示されています。すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、国はこの基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討し、市はこの方策の実施に向けて取り組む必要があります。
- 我が国における少子化の進行や人口減少は深刻さを増し、国として早急な対応が必要な状況です。少子化の主な原因は、若い世代での未婚率の上昇(未婚化)や初婚年齢の上昇(晩婚化)の影響が大きいと言われています。そのため、結婚や出産に対する個人の選択や価値観を尊重しつつ、出会いの場の創出から結婚に至り、新生活を始めるための支援、そして妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することで、市として実行可能な少子化対策を実施していく必要があります。
- 妊娠届出数に占める特定妊婦*の割合は年々増加傾向にあります。
- 近年、本市でも少子化によりこどもの数は減少しているものの、核家族世帯や共働き世帯の増加、特に、子育て世代である20~49歳にかけての既婚女性の労働力率の上昇により、子育て支援に対する各家庭のニーズは多様化しています。多様なニーズを踏まえ、子育て世帯が働きながら安心してこどもを育てることができる支援体制を更に整え、それぞれの家庭の実情に応じ適切な支援を行っていくことが求められています。また、保護者の就労に関わらず、小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、全小学校において、小牧市版放課後子ども総合プランの実施を進めています。
- 地域のつながりの希薄化が進む中、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的として各地域に設置された児童館には、近年、家庭や学校に居場所がないこどもたちの『第3の居場所』としての役割も求められています。また、地域における子ども会活動は、異年齢のこどもたちが様々な活動や遊びを通じて、自主性や社会性を育む場であり、活動継続への支援が必要です。
- 本市が令和4(2022)年度に実施した『「少年の生活意識と行動」の実態調査報告書』によると、「隣に住んでいる人をあまり知らない」、「隣に住んでいる人をほとんど知らない」と回答したこどもがいるなど、地域におけるつながりの希薄さが見受けられることから、地域で気持ちの良いあいさつを交わすなど、地域ぐるみでこどもの健やかな育ちを応援できる体制を整えていく必要があります。
- 児童虐待の認知件数は増加傾向にあり、今後も児童相談センター*、警察、学校、保育所や幼稚園などの関係機関だけではなく、住民を含めた地域全体が協力・連携して児童虐待の早期発見に努めることが重要です。また、児童虐待のみならず、子育てに関する相談内容は年々複雑化・多問題化していますので、関係各所の連携が重要です。

【関連計画等】

- ・第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)
- ・小牧市児童虐待対策基本計画(令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)

第Ⅳ章 分野別計画編

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージにおいて、必要な支援があることで、安心して家族を持ち、子育てできるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)	4.1 (令和3年)	↗
合計特殊出生率	1.17 (令和3年)	↗
児童館利用者数	543,459人	↗

◆基本施策の体系

基本施策	出会い・結婚・ 子育て支援	展開方向 1	結婚を望む人を支援します
		展開方向 2	安全で安心な妊娠・出産・産後が過ごせるように支援します
		展開方向 3	子育て家庭を支援します
		展開方向 4	地域の子育て・子育てを支援します
		展開方向 5	健全な青少年を地域で育てます



◆展開方向1：結婚を望む人を支援します

【目標】

○結婚を望む人への出会いの機会の提供及び経済的負担の軽減を図ることで、結婚を望む人への支援を強化します。

【手段】

- 結婚を望む人が、結婚、出産、子育ての将来のライフデザインを、希望を持って描けるよう、ライフイベントについて考える機会となるセミナーなどを開催します。
- 婚活イベントなど結婚に向けた出会いの機会・場を提供します。
- 結婚に対する不安や悩みに対する相談支援などを行います。
- 経済的不安から結婚を躊躇する人の不安を軽減するよう経済的支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
結婚支援事業への参加者数	—	↗
結婚新生活支援補助金の交付件数	—	↗

◆展開方向2：安全で安心な妊娠・出産・産後が過ごせるように支援します

【目標】

○安全で安心な妊娠・出産・産後を支援し、育児のより良いスタートをきることができる環境を整えます。

【手段】

- 妊娠届出時から全妊婦にサポートプランを作成し、必要な支援につなげます。
- 妊娠届出後も節目ごとに各家庭のニーズのきめ細かな把握に努め、必要な支援につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
妊娠11週以内の届出率	95.1%	↗
産後ケア事業の利用者数(延べ日数)	249日	↗
1歳育児相談事業(アニバーサリー事業)の実施率	80.4%	↗



第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向3：子育て家庭を支援します

【目標】

- 家庭環境に応じて必要となる支援の強化と、児童にとって放課後を安全・安心に過ごすことができる環境を整えます。

【手段】

- 妊娠期から子育て期にわたる相談・支援体制を強化します。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として子育て支援室の運営に取り組みます。
- 家庭で保育している保護者も安心して子育てができるよう、一時預かりの利用を促進します。
- 児童虐待相談窓口を周知することで、未然防止及び早期発見・早期対応します。
- 放課後児童クラブ支援員が、運営に必要な知識を継続的に習得できるよう、各種研修の機会を設けることなどにより、児童が安全に過ごすことができる受入れ体制を整えます。
- 放課後児童クラブの入退室管理や利用申請等の各種手続きのICT化を進め、保護者の利便性を高めます。
- すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動の場として、地域ボランティア等の協力を得ながら、市として実現可能な放課後子ども総合プランを全小学校で実施します。
- ひとり親家庭等入学支援金給付制度を活用して、希望者が大学などに進学しやすい環境を整備します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
一時預かり利用者数	1,324人	↗
児童虐待の解消率	92.9%	↗
放課後児童クラブの待機児童数	0人	→
放課後子ども総合プラン実施回数	32回	↗
ひとり親家庭のうち市の入学支援金により大学などに進学した割合	18.4%	↗



◆展開方向4：地域の子育て・子育てを支援します

【目標】

○こどもの居場所である児童館や子ども会、こども食堂*の活動など、地域の子育て・子育てを支援します。

【手段】

- 夜間に中高生利用dayを設け、実際に利用した中高生の口コミ等を通じた利用の拡充につなげるなど、児童館を利用しやすい環境にします。
- 子ども会に対し、活動補助金や講師派遣、バスの借上げ、こまきこども未来館の優先利用等の支援策の活用を働きかけます。
- 地域、NPOなどで運営するこどもの居場所づくりを目的としたこども食堂などの活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
中高生利用者数(市内の8児童館)	37,055人	↗
市の支援策を活用している子ども会の割合	73.6%	↗

◆展開方向5：健全な青少年を地域で育てます

【目標】

○地域ぐるみであいさつ運動等を推進し、あいさつのできるこどもやこどもの社会性を育みます。

【手段】

- 青少年健全育成市民会議*や校区健全育成会*と連携し、あいさつ運動を中心とした取組を推進します。
- 同世代のこどもや地域の大人と交流できるような地域活動の場を提供します。
- いろいろな体験ができる学校外活動の場の提供など、こどもの成長に関わる機会を充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地域の大人とあいさつをしている中学生の割合	90.7%	↗
地域活動に参加している児童生徒の割合	36.5%	↗
学校外活動(ジュニアセミナー、自然体験活動)、放課後子ども教室への参加者数	826人	↗



第Ⅳ章 分野別計画編

基本施策13 幼児教育・保育

◆現況と課題

- 平成30(2018)年度に改定された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、幼児期の特性を踏まえ幼児期に育成したい「資質・能力」を「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱として整理され、明確化が図られました。近年、自尊心や自己制御、忍耐力といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力の育成が、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといった研究成果などから、幼児教育の重要性が高まっており、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図っていくことが求められています。
- 本市においては、平成27(2015)年度の子ども・子育て支援新制度の施行以降、公立保育園の民営化や私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育事業所の新設を推進するなど、待機児童の解消に向けた様々な取組を行い、令和元(2019)年度以降、4月時点での待機児童数はゼロとなりました。
- しかしながら、育児休業からの復帰等により年度途中でも随時入園を希望する申請者は増加傾向にあることや、近年では女性の労働力率や共働き世帯の増加などライフスタイルの変化により、幼児教育・保育ニーズの多様化や低年齢児の保育需要が増加しています。
- 本市独自の少子化対策の拡充策として、令和5(2023)年4月に0歳児から2歳児までの保育料を保護者の所得や児童の出生順位に関わらず無償化することで、今後、更に多様化すると見込まれる保育ニーズや低年齢児の保育需要への対応について、待機児童を発生させることがないように計画的に強化する必要があります。
- 幼児教育・保育分野の人材が全国的に不足している現状において、保育士等の確保が大きな課題となっています。また、本市の児童に、より質の高い保育を提供できるよう、施設の種別や公立・私立を問わず、市内全体の保育士等の専門性の向上を図る必要があります。
- 小規模保育事業所や民間保育所の誘致、老朽化した公立保育園の計画的な維持管理と、将来の保育需要を見込んだ計画的な建替えや統廃合を行うことで、安全・安心な保育環境を確保する必要があります。

【関連計画等】

- ・第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

多様化・低年齢化している幼児教育・保育ニーズに対応し、保護者が安心してこどもを預けることができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
希望する幼児教育・保育サービスを受けることができる保護者の割合	—	↗



◆基本施策の体系

基本施策	幼児教育・保育	展開方向 1	保育需要と多様化するニーズに対応します
		展開方向 2	保育士の確保、育成に取り組みます
		展開方向 3	幼児教育・保育施設の整備を進めます

◆展開方向1：保育需要と多様化するニーズに対応します

【目標】

- 多様化する保育ニーズや増加する低年齢児の保育需要に対応できる保育環境を計画的に整備するとともに、待機児童数ゼロを継続します。

【手段】

- 保育所等への入園希望に対応できるよう、適切な保育スペースを確保するとともに、民間事業者への運営支援を行います。
- 小規模保育事業所や民間保育所の誘致などにより、延長保育や休日保育をはじめとする多様な保育需要に対応します。
- 発達障害など特別な支援が必要な保育ニーズに適切に対応します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
待機児童数	0人 (令和4年4月1日時点)	→
延長保育を行っている保育所等の施設数	23施設	↗

◆展開方向2：保育士の確保、育成に取り組みます

【目標】

- 幼児教育・保育の質を確保します。

【手段】

- 保育所等の職場環境の向上及び就職支援等により、公立保育園の正規職員の保育士を確保します。
- 保育士・幼稚園教諭に対して各種研修を実施するとともに、知識習得を目的とした外部研修だけでなく、こどもの心を育む環境構成やこどもの内面を読みとるための事例検討などの園内研修も継続的に実施します。
- 動画配信等を活用した研修により、参加しやすく、研修内容を共有しやすい環境づくりに取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公立保育園の保育士に占める正規職員(保育士)の割合	49.0%	↗
研修参加者数	1,149人	↗

第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向3：幼児教育・保育施設の整備を進めます

【目標】

○老朽化した公立保育園の建替えや適切な維持管理により良好な幼児教育・保育環境を確保します。

【手段】

○老朽化が進行する公立保育園の計画的な建替えや統廃合により、安全・安心な保育環境の提供と園児が楽しく過ごせる保育を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
築30年以上となる市が所有する公立保育園の割合	72.7%	↘

